

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成11年4月1日) (至 平成11年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成12年4月1日) (至 平成12年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成11年4月1日) (至 平成12年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 50社 主要な会社名 Manufacturers Bank さくら証券株式会社 Sakura Finance International Limited Sakura Global Capital, Inc. なお、わかしお信用保証株式会社は、設立により当中間連結会計期間から連結しております。 また、Sakura Bank (Schweiz) AG、さくら新宮代理店株式会社は清算により、他2社は合併により除外しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 株式会社さくら総合研究所 非連結子会社の総資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）及び剰余金（持分に見合う額）のそれぞれの合計額は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 63社 主要な会社名 Manufacturers Bank さくら証券株式会社 Sakura Finance International Limited Sakura Global Capital, Inc. なお、株式会社みなと銀行他7社は株式取得により、さくらローンパートナー株式会社、株式会社ジャパンネット銀行他2社は設立により、さくらフレンド事務サービス株式会社は親会社（旧神栄石野証券株式会社、現さくらフレンド証券株式会社）の合併に伴い、当中間連結会計期間から連結しております。 また、Sakura Financial Futures (Singapore) Pte, Limitedは清算により除外しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 株式会社さくら総合研究所 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）及び剰余金（持分に見合う額）からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 51社 連結子会社名は、「第1企業の概況」の4. 関係会社の状況に記載しているため省略しました。 わかしお信用保証株式会社は設立により、山種証券株式会社他2社については増資引受等により当連結会計年度から連結しております。 また、Sakura Bank (Schweiz) AG、さくら新宮代理店株式会社、Sakura Bank Hong Kong Trustee Limitedは清算により、Turk Sakura Bank A.S.は売却により、他2社は合併により除外しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 株式会社さくら総合研究所 非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び剰余金（持分に見合う額）からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 8社 主要な会社名 株式会社さくら総合研究所</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 30社 主要な会社名 Far East Bank and Trust Company</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 主要な会社名 Sakura Information Systems(USA), Inc.</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 該当なし 持分法非適用の非連結子会社の中間純損益（持分に見合う額）及び剰余金（持分に見合う額）のそれぞれの合計額は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため持分法を適用しておりません。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 23社 主要な会社名 株式会社さくら総合研究所</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 10社 主要な会社名 さくら投信投資顧問株式会社 なお、SMSB Co., Ltd及びジャパン・ベンション・ナビゲーター株式会社は設立により当中間連結会計期間から持分法を適用しております。 また、Far East Bank and Trust Companyは合併に伴い持分比率が低下したため除外しております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 主要な会社名 Sakura Information Systems(USA), Inc.</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 主要な会社名 エヌエスエス投資事業有限責任組合 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益（持分に見合う額）及び剰余金（持分に見合う額）からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 22社 主要な会社名 株式会社さくら総合研究所</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 10社 主要な会社名 Far East Bank and Trust Company ケーシーエスリース株式会社 他6社は合併等により、持分法適用の範囲から除外しております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 主要な会社名 Sakura Information Systems(USA), Inc.</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 該当なし 持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び剰余金（持分に見合う額）からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成11年4月1日) (至 平成11年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成12年4月1日) (至 平成12年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成11年4月1日) (至 平成12年3月31日)																								
3. 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>4月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>6月末日</td><td>19社</td></tr> <tr><td>7月末日</td><td>4社</td></tr> <tr><td>9月末日</td><td>26社</td></tr> </table> <p>(2) 4月末日を中間決算日とする子会社については、9月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の子会社については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	4月末日	1社	6月末日	19社	7月末日	4社	9月末日	26社	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>4月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>6月末日</td><td>19社</td></tr> <tr><td>7月末日</td><td>4社</td></tr> <tr><td>9月末日</td><td>39社</td></tr> </table> <p>(2) 同 左</p>	4月末日	1社	6月末日	19社	7月末日	4社	9月末日	39社	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>10月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>12月末日</td><td>18社</td></tr> <tr><td>1月末日</td><td>4社</td></tr> <tr><td>3月末日</td><td>28社</td></tr> </table> <p>(2) 10月末日を決算日とする子会社については、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	10月末日	1社	12月末日	18社	1月末日	4社	3月末日	28社
4月末日	1社																										
6月末日	19社																										
7月末日	4社																										
9月末日	26社																										
4月末日	1社																										
6月末日	19社																										
7月末日	4社																										
9月末日	39社																										
10月末日	1社																										
12月末日	18社																										
1月末日	4社																										
3月末日	28社																										
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定期点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>同 左</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定期点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行ております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>																								

	前中間連結会計期間 (自 平成11年4月1日) (至 平成11年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成12年4月1日) (至 平成12年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成11年4月1日) (至 平成12年3月31日)
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>親会社及び国内銀行子会社の保有する有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。</p> <p>(i) 有価証券の評価は、移動平均法による原価法により行っています。</p> <p>(ii) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、上記(i)と同じ方法により行っています。</p> <p>その他の連結子会社の保有する有価証券については、主として移動平均法による原価法を適用しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>当行及び国内銀行子会社の保有する有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。</p> <p>(i) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、その他有価証券については、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っています。</p> <p>(ii) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、上記(i)と同じ方法により行っています。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>当行及び国内銀行子会社の保有する有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。</p> <p>(i) 有価証券の評価は、移動平均法による原価法により行っています。</p> <p>(ii) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、上記(i)と同じ方法により行っています。</p> <p>その他の連結子会社の保有する有価証券については、主として移動平均法による原価法を適用しております。</p>
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っています。</p>	<p>(3) 減価償却の方法</p> <p>① 動産不動産</p> <p>当行の動産不動産は、それぞれ次の方法により償却しております。なお、定率法を採用しているものについては、当中間連結会計期間末現在の年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>建物：定率法を採用し、税法基準の償却率による。 ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用し、税法基準の償却率による。</p> <p>動産：定率法を採用し、税法基準の償却率による。</p> <p>その他：税法の定める方法による。</p> <p>建物（平成10年3月31日以前取得分）、建物附属設備および構築物の減価償却の方法は、従来、定率法によっておりましたが、保有建物等の使用状況を見直した結果、店舗等として長期間安定的に使用している実態を考慮し、その償却費用が使用期間に均等に計上される定額法が、より適正な期間損益を反映し合理的と考えられるため、当中間連結会計期間より定額法に変更しております。これにより、定率法により減価償却を実施した場合に比べ、経常利益および税金等調整前中間純利益はそれぞれ860百万円増加しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響については「(セグメント情報)」に記載しております。</p> <p>連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p>	<p>(3) 減価償却の方法</p> <p>① 動産不動産</p> <p>当行及び国内銀行子会社の動産不動産はそれぞれ次の方法により償却しております。</p> <p>建物：定率法を採用し、税法基準の償却率による。 ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については、定額法を採用し、税法基準の償却率による。</p> <p>動産：定率法を採用し、税法基準の償却率による。</p> <p>その他：税法の定める方法による。</p> <p>その他の連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成11年4月1日 至 平成11年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成12年4月1日 至 平成12年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成11年4月1日 至 平成12年3月31日)
		<p>② ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについて、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>② ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについて、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づく定額法により償却しております。 なお、従来「その他資産」に計上していた自社利用のソフトウェアについては、「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第12号 平成11年3月31日）における経過措置の適用により、従来の会計処理方法を継続して採用しております。また、同報告では上記に係るソフトウェアの表示については、無形固定資産に計上することとされておりますが、連結財務諸表の資産の分類等は「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）によることとされておりますので、引き続き「その他資産」に計上しております。</p>
(4) 貸倒引当金の計上基準 親会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 まず、当行の信用格付制度により取引先を10段階に区分し、更にそれらの取引先を自己査定に基づき、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒債却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」に規定する、正常先債権・要注意先債権・破綻懸念先債権・実質破綻先債権・破綻先債権に分類しております。 正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。 破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額を引き当てております。	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 まず、当行の信用格付制度により取引先を10段階に区分し、更にそれらの取引先を自己査定に基づき、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒債却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」に規定する、正常先債権・要注意先債権・破綻懸念先債権・実質破綻先債権・破綻先債権に分類しております。 正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。 破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額を引き当てております。</p>	<p>(4) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 まず、当行の信用格付制度により取引先を10段階に区分し、更にそれらの取引先を自己査定に基づき、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒債却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」に規定する、正常先債権・要注意先債権・破綻懸念先債権・実質破綻先債権・破綻先債権に分類しております。 正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。 破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額を引き当てております。</p>	

	前中期連結会計期間 (自 平成11年4月1日) (至 平成11年9月30日)	当中期連結会計期間 (自 平成12年4月1日) (至 平成12年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成11年4月1日) (至 平成12年3月31日)
	<p>破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定（租税特別措置法第55条の2の海外投資等損失準備金を含む）として引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び本部各部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、過去の貸倒実績等を勘案して必要と認めた額を引き当てております。</p> <p>なお、破綻先債権及び実質破綻先債権に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,538,232百万円であります。</p>	<p>破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定（租税特別措置法第55条の2の海外投資等損失準備金を含む）として引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び本部各部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、過去の貸倒実績等を勘案して必要と認めた額を引き当てております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,256,568百万円であります。</p>	<p>破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定（租税特別措置法第55条の2の海外投資等損失準備金を含む）として引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び本部各部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、過去の貸倒実績等を勘案して必要と認めた額を引き当てております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,125,967百万円であります。</p>
	<p>(5) 退職給与引当金の計上基準</p> <p>親会社の退職給与引当金は、自己都合退職による期末要支給額を基準として年間繰入見積額を期間により按分し、中期会計期間末要支給額に相当する額を引き当てております。</p> <p>なお、親会社は退職金制度の一部に調整年金制度を採用しております、また、主要な連結子会社も年金制度を採用しております。</p>	<p>(6) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>なお、会計基準変更時差異(193,797百万円)については、主として5年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>	<p>(5) 退職給与引当金の計上基準</p> <p>当行及び国内連結子会社の退職給与引当金は、自己都合退職による期末要支給額に相当する額を引き当てております。</p> <p>なお、当行は退職金制度の一部に調整年金制度を採用しております、また、主要な連結子会社も年金制度を採用しております。</p>
	<p>(6) 債権売却損失引当金の計上基準</p> <p>株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる金額を計上しております。</p> <p>なお、この引当金は商法第287条ノ2に規定する引当金であります。</p>	<p>(7) 債権売却損失引当金の計上基準</p> <p style="text-align: center;">同 左</p>	<p>(6) 債権売却損失引当金の計上基準</p> <p style="text-align: center;">同 左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成11年4月1日) (至 平成11年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成12年4月1日) (至 平成12年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成11年4月1日) (至 平成12年3月31日)
	<p>(7) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、親会社及び国内連結子会社が計上した金融先物取引責任準備金9百万円及び証券取引責任準備金2百万円であり、次のとおり計上しております。</p> <p>(イ) 金融先物取引責任準備金 金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第82条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p> <p>(ロ) 証券取引責任準備金 国内連結子会社は、証券取引法第51条の規定に基づく「証券会社に関する命令」第35条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	<p>(8) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、当行及び国内連結子会社が計上した金融先物取引責任準備金9百万円及び証券取引責任準備金635百万円であり、次のとおり計上しております。</p> <p>(イ) 金融先物取引責任準備金 同 左</p> <p>(ロ) 証券取引責任準備金 国内連結子会社は、証券事故による損失に備えるため、証券取引法第51条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	<p>(7) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、当行及び国内連結子会社が計上した金融先物取引責任準備金9百万円及び証券取引責任準備金503百万円であり、次のとおり計上しております。</p> <p>(イ) 金融先物取引責任準備金 同 左</p> <p>(ロ) 証券取引責任準備金 同 左</p>
	<p>(8) 外貨建資産・負債の換算基準 親会社の外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。ただし、①外国法人に対する出資（但し外貨にて調達したものを除く）、②外貨建帳換社債、③その他親会社が直物外貨建資産残高に算入することが適当でないと定めた外貨建資産は取得時、直物外貨建負債残高に算入することが適当でないと定めた外貨建負債については発生時の為替相場によっております。海外支店勘定については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>(9) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。ただし、①外国法人に対する出資（但し外貨にて調達したものを除く）、②外貨建帳換社債、③その他当行が直物外貨建資産残高に算入することが適当でないと定めた外貨建資産は取得時、直物外貨建負債残高に算入することが適当でないと定めた外貨建負債については発生時の為替相場によっております。海外支店勘定については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>(8) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。ただし、①外国法人に対する出資（但し外貨にて調達したものを除く）、②外貨建帳換社債、③その他当行が直物外貨建資産残高に算入することが適當でないと定めた外貨建資産は取得時、直物外貨建負債残高に算入することが適當でないと定めた外貨建負債については発生時の為替相場によっております。海外支店勘定については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p>
	<p>(9) リース取引の処理方法 親会社及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の貸貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(10) リース取引の処理方法 当行及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の貸貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(9) リース取引の処理方法 同 左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成11年4月1日) （至 平成11年9月30日）	当中間連結会計期間 (自 平成12年4月1日) （至 平成12年9月30日）	前連結会計年度 (自 平成11年4月1日) （至 平成12年3月31日）
		<p>(11) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>当行のヘッジ会計の方法は、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。</p> <p>また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p> <p>連結子会社のヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p>	
	(10) 消費税等の会計処理 親会社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(12) 消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(10) 消費税等の会計処理 同 左
	(11) 税効果会計に関する事項 中間連結会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、親会社の決算期において予定している利益処分方式による海外投資等損失準備金の取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。	(13) 税効果会計に関する事項 中間連結会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当行の決算期において予定している利益処分方式による海外投資等損失準備金の取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。	
5. (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金および日本銀行への預け金であります。	同 左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金および日本銀行への預け金であります。